

国立大学法人東京学芸大学点検評価会議大学運営部会要項

平成20年4月23日

制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成16年規程第17号。以下「点検評価規程」という。）第11条第2項の規定に基づき、点検評価会議大学運営部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 部会は、点検評価規程第3条第1号ウに掲げる諸活動等のうち、大学運営に関する自己点検評価を実施する。

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事及び副学長
- (2) 学系長
- (3) 附属図書館長
- (4) 大学院連合学校教育学研究科長
- (5) 事務局長

(部会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は理事（総務等担当）をもって充て、副部会長は部会長が指名する。

- 2 部会長は、部会を招集し、議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第5号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学長の出席)

第6条 学長は、部会に出席し、大学運営に関する自己点検評価に関し、必要な指導・助言を行うことができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部総務課が処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要項は、平成20年4月23日から施行する。